

議案第5号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月25日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例（昭和27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 省略 3 <u>令和7年4月1日から同年5月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、「795,000円」とあるのは「795,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「680,000円」とあるのは「680,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。</u>	附 則 1 及び 2 省略 3 <u>削除</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

企業団職員による収賄事件により、企業団に対する地域住民からの信頼を大きく失墜させたことを踏まえ、企業長及び副企業長のそれぞれの給料月額を減額を行うため、所要の改正を行おうとするものである。